

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2018年6月22日提出
【発行者名】	ニッセイアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西 啓介
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【事務連絡者氏名】	投資信託企画部 茶木 健
【電話番号】	03 - 5533 - 4608
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券 に係るファンドの名称】	ニッセイ全世界高配当株式ファンド（毎月決算型）為替ヘッ ジなし
【届出の対象とした募集内国 投資信託受益証券の金額】	継続募集額 上限1兆円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

**【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】**

2018年5月10日をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」ということがあります）の記載事項において、繰上償還することにもない訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出します。

**【訂正の内容】**

\_\_\_\_\_の部分は訂正部分を示します。

## 第一部【証券情報】

### （ 7 ）【申込期間】

< 訂正前 >

継続申込期間：2018年5月11日（金）～ 2018年11月9日（金）

— 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。  
ただし、「第一部 証券情報 （12）その他」に記載の通り、信託終了（繰上償還）が決定した場合、継続申込期間は「2018年6月25日（月）まで」となります。

< 訂正後 >

継続申込期間：2018年5月11日（金）～ 2018年6月25日（月）

## ( 1 2 ) 【その他】

## &lt;訂正前&gt;

「ニッセイ全世界高配当株式ファンド（毎月決算型）為替ヘッジなし」（以下「当ファンド」ということがあります）につきまして、下記の通り信託終了（繰上償還）させていただくことを予定しております。

当ファンドのご購入に際しては、当記載を十分にご認識のうえ、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

## 記

## 1. 予定している信託終了（繰上償還）の理由

当ファンドは2013年3月21日の設定以来、日本を含む世界各国の株式および上場不動産投資信託に分散投資を行ってまいりましたが、2018年4月10日現在の受益権口数は約0.89億口であり、信託約款第49条に定める繰上償還条項である10億口を大きく下回っております。

今後も減少傾向が継続した場合、信託約款に定められた運用方針に則った運用の継続が困難になることが予想されるため、当ファンドを繰上償還し、受益者の皆様よりお預かりいたしました運用資産をお返しすることが、受益者の皆様にとって最善であると判断し、信託終了（繰上償還）を行うことにつきご提案させていただくものいたしました。

## 2. 今後の日程および手続き

① 受益者の確定	2018年5月14日（月）
② 「議決権行使書面」受付期限	2018年6月14日（木）の委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）到着分まで
③ 書面による決議の日 （信託終了（繰上償還）の可否決定日）	2018年6月18日（月）
④ 信託終了（繰上償還）日（予定）	2018年8月10日（金）

- 信託終了（繰上償還）につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」および信託約款の規定にしたがい、書面による決議をもって実施する予定です。
- 書面による決議は、2018年5月14日（月）時点で当ファンドを保有している受益者（委託会社を除きます）を対象とします（当該受益者の保有している受益権口数が議決権の数となります）。したがって、2018年5月11日（金）以降に当ファンドのご購入をお申込みいただき、これにともない取得された受益権につきましては、議決権を行使する権利はございません。

- 対象となる受益者は、前記②の受付期限までに、委託会社に対し、議決権行使書面をもって、本決議における議決権を行使いただきます。
- 本決議は、議決権を行使できる受益者（委託会社を除きます）の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます（書面による決議の日：2018年6月18日（月））。前述に満たず否決された場合は信託終了（繰上償還）を行いません。
- 信託終了（繰上償還）に関する決議の結果は、可決または否決いずれの場合でも、前記書面による決議の日の翌日までに、委託会社のホームページ（<https://www.nam.co.jp/>）にて掲載いたします。
- 信託終了（繰上償還）となる場合、2018年8月10日（金）が信託終了（繰上償還）日となります。
- なお、信託終了（繰上償還）となる場合、当ファンドのご購入の申込期間は、「2018年6月25日（月）まで」となります。

< 訂正後 >

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （2）【ファンドの沿革】

###### <訂正前>

2013年3月21日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始  
2014年7月11日 ファンドの名称を「ニッセイ全世界高配当株式ファンド（毎月決算型）」から「ニッセイ全世界高配当株式ファンド（毎月決算型）為替ヘッジなし」に変更

###### <訂正後>

2013年3月21日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始  
2014年7月11日 ファンドの名称を「ニッセイ全世界高配当株式ファンド（毎月決算型）」から「ニッセイ全世界高配当株式ファンド（毎月決算型）為替ヘッジなし」に変更  
2018年8月10日 信託の終了

### 第2【管理及び運営】

#### 1【申込（販売）手続等】

##### <訂正前>

###### 申込受付

販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受付を行います（ただし、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、申込みの受付を行いません）。

「第一部 証券情報（12）その他」に記載の通り、信託終了（繰上償還）が決定した場合、申込みの受付は「2018年6月25日まで」となります。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

金融商品取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよび既に受付けた申込みの受付を取消すことがあります。

###### 取扱コース

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）。

分配金再投資コースを選択した場合、販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含みます）を締結します。なお、販売会社によっては、定期引出契約を締結できる場合があります。

###### 申込単位

各販売会社が定める単位とします。

販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

###### 申込価額（発行価額）

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

###### 販売価額

申込価額に申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

###### 申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

○ 手数料率は変更となる場合があります。

分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。

償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。

## その他

1. ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
2. 定期引出契約とは、分配金再投資コースにおいて、分配金を再投資せず、定期的に分配金を受取るための契約です。
3. 償還乗換優遇とは、償還金の支払いを受けた販売会社で、取得申込みを行う場合に申込手数料の無料または割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は販売会社が独自に定めることができます。
4. 換金乗換優遇とは、解約（買取）金の支払いを受けた販売会社で、取得申込みを行う場合に申込手数料の割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は販売会社が独自に定めることができます。
5. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

## &lt; 訂正後 &gt;

## 申込受付

販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受付を行います（ただし、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、申込みの受付を行いません）。

当ファンドは2018年6月26日以降、申込みの受付を停止し、2018年8月10日に信託を終了します。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

金融商品取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよび既に受付けた申込みの受付を取消すことがあります。

## 取扱コース

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）。

分配金再投資コースを選択した場合、販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含みます）を締結します。なお、販売会社によっては、定期引出契約を締結できる場合があります。

## 申込単位

各販売会社が定める単位とします。

販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

## 申込価額（発行価額）

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

## 販売価額

申込価額に申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

## 申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

○ 手数料率は変更となる場合があります。

分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。

償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。

## その他

1. ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
2. 定期引出契約とは、分配金再投資コースにおいて、分配金を再投資せず、定期的に分配金を受取るための契約です。
3. 償還乗換優遇とは、償還金の支払いを受けた販売会社で、取得申込みを行う場合に申込手数料の無料または割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は販売会社が独自に定めることができます。
4. 換金乗換優遇とは、解約（買取）金の支払いを受けた販売会社で、取得申込みを行う場合に申込手数料の割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は販売会社が独自に定めることができます。
5. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

### 3【資産管理等の概要】

#### （3）【信託期間】

##### <訂正前>

2013年3月21日から2019年8月13日までですが、委託会社は、信託期間終了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

— 「第一部 証券情報（12）その他」に記載の通り、信託終了（繰上償還）が決定した場合、信託期間は「2018年8月10日まで」となります。

##### <訂正後>

2013年3月21日から2018年8月10日までとします。